

高松市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第7項の規定により、平成23年2月24日付け高財活第129号で高松市（以下「市」という。）長から提出された監査の要求について監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年7月12日

高松市監査委員	谷	本	繁	男
同	吉	田	正	己
同	波	多		等
同	森	谷	忠	造

高松市土地開発公社の出納その他の事務の執行に関する監査要求に基づく監査結果報告について

第1 要求の要旨（原文）

高松市土地開発公社（以下「公社」という。）の調査により、公社が、過去に、保有地を高松市（以下「市」という。）に売却した際に、金融機関からの借入金に加算する利息を誤って過少に算定し、市からの売却代金を少なく収入していたこと等により、公社に損失が発生していることが判明し、当該未収金についての措置要望がありました。

つきましては、公社調査結果の内容を確認するため、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市監査委員に市長の要求による財政援助団体監査として、公社の出納その他の事務の執行に関し、過去の市と公社保有地の売買契約における利息算定の誤り等による過少（過大）収入となった額およびその後の未収金に伴う利息負担増加額等についての監査を求めるものです。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件要求に係る監査対象事項は、高松市土地開発公社（以下「公社」という。）が市の依頼により買取取得した土地を市に売却した際に、当該土地の購入資金として金融機関から借り入れた金員に加算する利息を過少に計算して売買代金を算出した過ちなどのため、公社に損害が生じた事案（以下「過年度損失金事案」という。）が判明したことにより、その損害相当額の未収入金を計上せざるを得なくなったとして、その未収入金に対する措置要望をしてきたことに関し、当該過年度損失金事案による損害相当額とされる未収入金およびこれに対する爾後の利息負担増加額等の有無ならびにその金額の適否を検証することである。

なお、本件監査に関連して、公社が挙示する上記過年度損失金事案以外の市との土地売買事案における売買代金の適否など公社の出納その他の事務執行に関する監査も必要であると思料し、その監査も実施しているが、事案が極めて多数に及び、資金操作も複雑に錯綜し、その監査には長期間を要することから、その監査結果は別途報告する。

2 監査対象団体および同団体への財政的援助を所管する部局

本件監査対象団体および同団体への財政的援助を所管する部局は、公社および財務部財産活用課公有財産管理室である。

第3 監査の結果

本件要求について監査委員は、合議により次のとおり決定した。

(1) 今回監査を終えた過年度損失金事案25件のうち別表1のNo.12の事案を除く24件については、正しく利息算定等が行われており、公社の調査結果は適正であると認められるが、No.12の事案については、公社から市への売却時における過年度損失金事案による損害金に関する公社の調査結果1万971円は誤りであり、正しくは8,971円である。

これにより、監査済みの過年度損失金事案における損害金は、公社の調査結果では、1億3,472万3,769円とされているが、1億3,472万5,769円が正しいものである。

(2) 今回監査を終えた過年度損失金事案25件のうち、過年度損失金事案による損害金に対する爾後の利息負担の増加が伴うものは別表2のとおり6件あったが、いずれも公社が調査により算出した利息負担増加額の計算方法とその計算結果は適正なものであることが確認され、この点に関する公社の調査結果は適正であると認める。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を精査し、検算するとともに監査対象団体や同団体に対する財政的援助を所管する部局の職員から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 市と公社の関係

市は、昭和48年3月31日に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地や公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする公社を、市の全額出資で設立し、公社に対し市の買取り計画による用地の取得、売却等を行わせる体制を構築し、公社は市の依頼を受け、同法第17条の規定に基づき、道路、公園、緑地その他公共施設または公用施設の用に供する用地を取得し、これを一時保有した上、市の必要に応じて順次これを市に売却する事務を行ってきたものである。

市は、公社に用地を取得させるに当たっては、金融機関からの借入金（以下「銀行借入金」という。）を原資に当該用地を取得させているが、その際、市は金融機関に対し、公社の借入金に対する債務保証を行うとともに、後年度に当該用地を買取りするための予算で債務負担行為を設定しており、市が将来確実に取得金額に銀行借入金利息等を加算した代金額で買取りをすることを前提として、公社に用地の取得を行わせているものであり、市と公社は実質的に一体的な存在である。

(2) 公社の概要とその運営の実情

ア 事務所所在地

高松市番町一丁目8番15号 高松市役所内

イ 組織

理事長 1 人，副理事長 1 人，常務理事 1 人，理事 5 人，監事 2 人で構成されている。

ウ 基本財産および市出捐金額（平成 23 年 3 月 31 日現在）

5,000,000 円（全額市出資）

エ 資産等（平成 23 年 3 月 31 日現在）

公社保有地の面積	82,048.59 m ²
資産の額	14,956,883,228 円
負債の額	14,871,925,394 円
資本の額	84,957,834 円

オ 事業概要（平成 22 年度）

(ア) 売却

市から依頼を受けて取得した都市計画道路用地および都市計画公園用地を市へ売却した。

事業名	売却面積 (m ²)	売却金額 (円)
1 都市計画道路	1,228.48	147,910,178
2 都市計画公園	81.00	524,291,527
合計	1,309.48	672,201,705

(イ) 取得

市から依頼がなかったため、用地の取得は行っていない。

(ウ) これまでの市からの無利子借入金（以下「市借入金」という。）

は、次のとおりである。

借入金の累計額	17,999,000,000 円
返還額	3,127,074,606 円
借入金残高	14,871,925,394 円

なお、平成 22 年 9 月 30 日において、銀行借入金全額に対して市借入金を充当し、銀行借入金債務の弁済に充てた。

カ 公社取得・売却用地の累計（昭和 48 年度～平成 22 年度）

	面積 (m ²)	金額 (円)
取得	2,080,152.51	127,485,936,566
売却	2,006,646.56	128,361,461,708

(3) 公社による公共事業用地の取得と市に対する売却の実務

ア 用地の取得

市が公社へ用地の取得依頼をすると、公社と土地所有者の間で売買交渉を行って当該土地の売買契約を締結し、公社が金融機関から資金を借入れし、その資金で契約代金を土地所有者へ支払って、公社が当該用地を取得している。その際に、市は銀行借入金に対して債務保証を行っている。

イ 用地の売却

市と公社の間で、土地売買契約を締結し、市へ用地を売却した後、契約代金を受け入れ、その代金で銀行借入金の返済を行っている。

ウ 公社の市に対する用地売却の代金額

土地開発公社経理基準要綱第24条は、用地の取得原価について、用地費、補償費、工事費等のほか当該資産の取得または造成に要した借入金等に対する利息および取得または造成に従事する職員の人件費その他の付随費用を含むものと規定している。

また、高松市土地開発公社業務規程第9条においても、土地等の処分については、土地取得費、補償費、造成費、事務費および利息を基準にして決定した価格により行うものとするとしてされており、公社所有地の市に対する売却に際しては、土地取得時に金融機関から借入れをしている事業資金およびこれに対する利息を始め、当該売却用地に係る契約書の印紙代、移転補償に伴う調査費や測量費などを加算して売却金額を算定している。

エ 市借入金の充当による利息加算の停止

公社は、昭和55年度から、銀行借入金に対する利子負担の軽減を目的として、市から無利息の借入金を受け、これを銀行借入金の弁済に充当し、銀行借入金に対する利息加算の停止を図っている。

市借入金を銀行借入金の弁済に充当しなかった場合とこれを行った場合の相違は、次の例で示したとおりである。

(ア) 市借入金を銀行借入金の弁済に充当しなかった場合の例

公社が用地取得代金支払のため、金融機関から利息年率5%で1億円の借入れをした場合、1年後には利息が500万円となつて、さらに、5年後に市へ用地を売却した場合、その時点では、利息は約2,800万円となり、元金の1億円と合わせ、約1億2,800万円を金融機関へ弁済しなければならないこととなる。

(イ) 市借入金を銀行借入金の弁済に充当した場合の例

公社が用地取得代金支払のため金融機関から利息年率5%で1億円を借りた場合、1年後には、元利金が1億500万円となるが、この時点で、市から無利子資金として1億500万円が公社に貸し付けられると、その資金をもって金融機関へ借入金を返済することができることとなり、これを実行すると、その段階で、利息加算が停止され、それ以後における利息は発生しなくなり、5年後にその用地を市へ売却するとすれば、その売買代金は1億500万円となり、前例の市借入金を充当しなかった場合と比較すると、約2,300万円の利息負担の軽減が図れる。

なお、この1億500万円の無利子貸付金は、本来であれば当該用地が市に売却された時点において、市へ返還するか市から支払われるべき売買代金と相殺すべきものであろうが、市からの返還請求や相殺の要請がない場合には、公社において継続運用して、他の有利子借入金の弁済に活用し、引き続き利息の負担軽減を図っている。

(4) 過年度損失金事案の判明と市に対する措置要望に至る経緯

ア 過年度損失金事案判明の端緒

平成10年頃、当時の公社事務局係長が都市計画道路に係る公社保有地の総売却見込額を試算したところ、帳簿価格と一致しなかったため、原因の解明に努めたが、結果として、具体的内容・理由等について不明のまま、その後、人事異動の都度、後任の事務局職員へ引き継がれて継続的に調査が行われてきた。

このような中、平成22年に調査方法を公社内部において検討し、都市計画道路用地の市への売却に関する過去の決裁等を中心に、市借

入金の継続運用の状況，市借入金が銀行借入金の弁済に充当されている土地の現状把握を行うこととして調査を進めてきた結果，市借入金の銀行借入金弁済の充当日を誤ったことにより，利息算定の過誤が生じている事案が1件あることが判明した。これを契機に，公社において，保有する土地の帳簿価格について再計算をしたところ，都市計画公園用地においても大きな誤差があることが判明した。

公社は，この利息計算誤りなどによる未収入金の発生について，平成22年12月28日に市へ報告したが，その際に市から未収入金の発生原因について，更に精査するよう指示を受けた。

イ 公社による過年度損失金事案の調査とその結果

公社が，設立当初の昭和48年度から平成21年度までの間を対象に調査した結果，公社が土地所有者から事業用地として取得したものおよび公社が市に売却をしたものの決裁件数は8,394件であった。

また，この他にも支出・収入の調書や伝票などの関係書類全てを合わせると要精査の案件は約2万5千件に上った。

さらに，公社の未収入金計上については，私的流用の有無の確認も重要であることから，公社では，用地の取得・処分の状況およびその資金の流れを確認し，金利の再計算も行うことを主眼として調査を行った。その調査項目は，公社の用地取得の際の土地売買契約における代金額，銀行借入金の借入日とその利率，市へ用地を売却したときの売却日，売却した土地取得資金として借り入れた銀行借入金に対する借入利率および借入期間，市借入金による銀行借入金返済充当の有無と充当日など多岐に及び，その調査結果を一覧表にまとめて作成し，それぞれの案件について決裁に記載されている利息額が，事業資金の借入日や利率などに合致しているかどうかを確認した後，金利の再計算を行っている。

その結果，公社では市借入金による銀行借入金債務返済の充当期を誤っていたもの，用地売却時に取得原価に合わせて加算すべき建物調査費の加算を漏らしていたもの，銀行借入金を市借入金と誤って無利息として算定していたもの，利息計算の起算日を銀行借入日でなく

国の補助対象となった日に誤って算定していたものなど25件の誤りがあることが判明し、公社が市の依頼により、都市計画道路用地などを取得し、これを市に売却したことによって、公社に総額1億7,188万5,434円の損害金が発生している事実を認定し、これを未収入金として計上している。

ウ 過年度損失金事案による損害金発生に関する市への措置要望に至る経緯

公社は、平成23年2月18日の臨時理事会において、過年度損失金事案への対応方針として、市に対し、公社の調査により判明した過年度損失金事案に係る損害金のうち、市に用地を売却する際、請求金額を少なく誤ったことによる損害については、市に請求して回収すべきものであるとの意思決定をし、同日付けで市長に対してその旨の措置要望を行った。

また、用地売却後の損害金に対する利息負担額については、市に請求せず、公社の損失として経理処理することとした。

(5) 公社による過年度損失金事案の調査結果の検証

公社の調査により判明した過年度損失金事案の概要は別表1および別表2のとおりであり、公社の調査結果に対する検証は以下のとおりである。

ア 公社の市に対する用地売却の売買代金額算定上の過誤

(ア) 市借入金を銀行借入金債務の弁済に充てた充当期を誤った過誤によるもの

別表1のNo.1からNo.3までの3件の事案は、市借入金を銀行借入金債務の弁済に充てる充当期を誤り、利息を過少または過大に算定したものである。公社は、この過誤について、担当職員が用地ごとの取得台帳的な記録で、市借入金による銀行借入金債務弁済の充当日や充当金額を確認していたものと推測されるが、用地取得日以後、この市借入金による銀行借入金債務弁済の充当状況についての記載が不十分であったため、資金の運用が正確に把握できていなかったことが原因と認識している。

関係書類を確認し利息の再計算を行った結果、公社の調査結果と合致した。

a 別表1 No.1の事案

この事案は、公社が昭和50年3月29日に銀行借入金1億576万4,062円により都市計画道路高松海岸線用地の取得を行い、平成6年3月25日、同年6月30日および同年10月31日の3回に分割して、これを市へ売却をしたものであり、この間、昭和63年9月30日に市借入金を銀行借入金債務の弁済に充てたが、市へ用地を売却する際の請求金額の計算過程において、市借入金の充当日を昭和59年1月26日と誤ったことによって、翌1月27日から昭和63年9月30日までの利息1億1,244万4,115円を市に過少請求していたものである。

b 別表1 No.2の事案

この事案は、公社が平成5年7月1日に取得した都市計画道路高松海岸線用地の取得原資である銀行借入金2,891万4,462円について、平成11年3月15日に市へ売却した際の計算過程において、平成6年6月3日に市借入金を銀行借入金債務弁済に充当していたことによって、以後の利息が発生していないにもかかわらず、売却時までの利息算定を行ったため、平成6年6月4日から平成11年3月15日までの利息817万7,973円を市に過大請求していたものである。

c 別表1 No.3の事案

この事案は、公社が平成9年3月11日に取得した都市計画道路高松海岸線用地の取得代金3,600万円が、全額市借入金によって支払われており、利息が発生しないものであったにもかかわらず、平成11年3月15日にこれを市へ売却した際の計算過程において、銀行借入金によって取得したものと誤って利息算定を行ったため、平成9年3月11日から平成11年3月15日までの利息210万1,268円を市に過大請求していたものであ

る。

(イ) 公社の市に対する用地売却の際に売買代金に加算すべき建物調査費を失念した過誤によるもの

この事案は、公社が取得した用地を市に売却する際、建物調査費等の諸経費を用地取得費等に加算して売却することとなっているにもかかわらず、これを用地取得費等に加算することを失念したものであり、公社は何らかの過誤があったものと認識している。

a 別表1 No.4の事案

この事案は、公社が都市計画道路屋島東山崎線用地を取得した際に、建物調査費270万円を銀行借入金（借入日 昭和61年11月7日）で賄っており、平成3年3月28日に市に当該用地を売却した際に、建物調査費を加算して代金請求すべきところ、これを加算しなかったため、270万円とその銀行借入日から用地売却日までの間の利息79万4,831円、計349万4,831円を市に過少請求し、未収入金が発生したものである。

なお、この未収入金に対する市への用地売却時から平成22年9月30日までの利息は、750万6,591円である。

関係書類を確認し利息の再計算を行った結果、公社の調査結果と合致した。

b 別表1 No.5の事案

この事案は、公社が都市計画道路朝日町仏生山線用地を取得しようとした際に、建物調査費36万5,000円を銀行借入金（借入日 昭和58年10月7日）で賄っており、これを市に売却する際に、取得原価に合わせて請求すべきところ、市が当該用地を直接に取得し、公社との売買がなかったため、代金に加算することができず市に請求することを失念し、36万5,000円が未収入金となったものである。

関係書類を確認した結果、公社の調査結果と合致した。

なお、この未収入金に対する利息について、公社は、当該用地

の取得に關与し、建物調査費まで支払ったものの結果的に当該用地を取得せず、したがって市への売却もしていないため爾後の利息負担増加額の算定が困難なこと、既に公社において、平成7年3月15日までの間に利息を支払済であることなどの事情を考え、市へ請求しないことを決め、その算定は行っていないことを確認した。

(ウ) 銀行借入金を市借入金と間違えて処理した過誤によるもの

この事案は、(5)のアの(ア)と同様、公社が、用地取得日以後において、市借入金による銀行借入金債務弁済の充当状況に関する取得台帳への記載が不十分であったため、銀行借入金を市借入金と間違えて処理したもので、別表1 No. 6 からNo. 9 までの4件ある。公社は、資金の運用状況が正確に把握できていなかったことが原因と認識している。

関係書類を確認し利息の再計算を行った結果、公社の調査結果と合致した。

a 別表1 No. 6 の事案

この事案は、公社が昭和55年1月17日に銀行借入金70万円により都市計画道路高松海岸線用地を取得し、これを平成8年3月15日に市へ売却する際の計算過程において、市借入金を銀行借入金債務の弁済に充当していないにもかかわらず、昭和63年9月30日に市借入金をこれに充当していたと誤ったことによつて、翌10月1日から平成8年3月15日までの利息105万150円を市に過少請求し、未収入金が発生したものである。

なお、この未収入金に対する市への用地売却時から平成22年9月30日までの利息は、47万1,105円である。

b 別表1 No. 7 の事案

この事案は、公社が昭和56年12月1日に銀行借入金548万8,560円により、都市計画道路室町新田線用地を取得し、平成元年12月8日に市へ売却する際の計算過程において、市借入金を銀行借入金債務の弁済に充当していないにもかかわらず、

昭和63年9月30日に市借入金をこれに充当していると誤ったことによって、翌10月1日から平成元年12月8日までの利息97万6,279円を市に過少請求し、未収入金が発生したものである。

なお、この未収入金に対する市への用地売却時から平成22年9月30日までの利息は、272万9,727円である。

c 別表1 No.8の事案

この事案は、公社が昭和59年3月29日に銀行借入金2,032万4,506円により、都市計画道路屋島東山崎線用地を取得し、平成元年7月28日に市へ売却する際の計算過程において、市借入金を銀行借入金債務の弁済に充当していないにもかかわらず、昭和63年9月30日に市借入金をこれに充当していると誤ったことによって、翌10月1日から平成元年7月28日までの利息183万9,778円を市に過少請求し、未収入金が発生したものである。

なお、この未収入金に対する市への用地売却時から平成22年9月30日までの利息は、726万8,473円である。

d 別表1 No.9の事案

この事案は、公社が昭和55年6月18日に銀行借入金876万8,991円により、都市計画道路高松海岸線用地を取得し、平成4年10月30日に市へ売却する際の計算過程において、市借入金を銀行借入金債務の弁済に充当していないにもかかわらず、昭和63年9月30日に市借入金をこれに充当したと誤ったことによって、翌10月1日から平成4年10月30日までの利息759万9,688円を市に過少請求し、未収入金が発生したものである。

なお、この未収入金に対する市への用地売却時から平成22年9月30日までの利息は、1,525万20円である。

(エ) 利息計算の起算日を間違った過誤によるもの

市が国の補助対象事業として、国庫債務負担行為により複数年

度にわたる交付金等を受けた場合、土地の取得に要した銀行借入金に係る利息額を補助対象事業費として計上することができるが、利息の計算に当たっては、公社が事業資金を借り入れた日を起算日とするのではなく、国の補助対象となった日を起算日として算出しなければならないとされているため、公社の市に対する用地売却の際の売買代金決定に当たっては、公社が銀行借入金を受けた日を起算日とする利息を加算しなければならないにもかかわらず、別表1のNo.10の事案は利息計算の起算日を間違ったことによるものである。

この事案は、公社が銀行借入金14億1,871万9,240円により、平成7年度に東部運動公園用地の取得を行い、平成8年4月30日から平成11年4月30日にかけて、4回に分割して、これを市に売却したものであるが、市への代金請求金額の計算過程において、利息計算の起算日を誤り、起算日を銀行からの借入日ではなく、国の補助対象となった日である平成8年1月1日として算定したため、その間の利息1,716万2,030円を市に過少請求し、未収入金が発生したものである。

なお、公社の未収入金に対する市への用地売却時から平成22年9月30日までの利息は、419万4,242円である。

関係書類を確認し利息の再計算を行った結果、公社の調査結果と合致した。

(オ) その他の過誤によるもの

別表1 No.11からNo.25までの15件の事案は、公社が市に用地を売却する際の計算過程において、利率を誤って算定したもの、売却日を誤ったもの、銀行借入金の借入日を誤ったものなど利息計算上の過誤によるものである。

関係書類を確認し利息の再計算を行った結果、No.11およびNo.13からNo.25の各事案については、公社の調査結果と合致したが、No.12については、公社の調査結果と2,000円の差異があった。

a 別表1 No. 1 1 からNo. 1 4 の各事案

別表1 No. 1 1 の事案は、公社が昭和49年2月14日に銀行借入金272万円により、鬼無小学校用地を取得したが、昭和49年3月12日にこれを市へ売却する際の計算過程において、利率を7.4%としなければいけないところ、8.3%と誤ったため、1,811円を市に過大請求していたものである。

No. 1 2 の事案は、公社が昭和58年3月29日に、銀行借入金266万8,521円により、都市計画道路高松海岸線用地を取得し、昭和58年12月19日にこれを市に売却した際の計算過程において、利率を8.0%としなければいけないところ、8.26%と誤ったため、公社による調査では、1万971円を市に過大請求していたものとの結果であったが、関係書類を確認して利息の再計算を行った結果、市への過大請求額は8,971円であり、2,000円の差異となった。

No. 1 3 の事案は、公社が、昭和61年3月31日に、銀行借入金620万円により都市計画道路木太鬼無線用地を取得し、平成元年3月15日にこれを市に売却した際の計算過程において、利率を6.2%としなければいけないところ、6.429%と誤ったため、4万9,040円を市に過大請求していたものである。

No. 1 4 の事案は、公社が平成5年2月19日に、銀行借入金744万1,840円により都市計画道路福岡林2号線用地を取得し、平成6年3月18日にこれを市に売却した際の計算過程において、利率を5.04%としなければいけないところ、5.19%と誤ったため、1,101円を市に過大請求していたものである。

b 別表1 No. 1 5 からNo. 1 9 の各事案

別表1 No. 1 5 の事案は、公社が昭和51年12月25日に銀行借入金5,189万円により、水道局庁舎用地を取得し、昭和54年1月16日にこれを市に売却する際の計算過程において、売却日を昭和54年1月17日と誤ったため、1万4,011円

を市に過大請求していたものである。

No. 16の事案は、公社が昭和52年1月26日に銀行借入金2億771万3,768円により、水道局庁舎用地を取得し、昭和54年1月16日にこれを市に売却する際の計算過程において、売却日を昭和54年1月17日と誤ったため、5万5,678円を市に過大請求していたものである。

No. 17の事案は、公社が昭和52年1月28日に銀行借入金519万2,075円により、水道局庁舎用地を取得し、昭和54年1月16日にこれを市に売却する際の計算過程において、売却日を昭和54年1月17日と誤ったため、1,391円を市に過大請求していたものである。

No. 18の事案は、公社が昭和52年7月27日に銀行借入金4,516万5,804円により、南部ごみ処理施設用地を取得し、平成5年3月30日にこれを市に売却した際の計算過程において、売却日を平成5年3月31日と誤ったため、9,591円を市に過大請求していたものである。

No. 19の事案は、公社が昭和56年3月30日に銀行借入金128万6,411円により、都市計画道路木太鬼無線用地を取得し、昭和60年3月4日にこれを市に売却した際の計算過程において、売却日を昭和59年3月4日と誤ったため、13万5,305円を市に過少請求し、未収入金が発生したものである。

c 別表1 No. 20, No. 21の各事案

別表No. 20の事案は、公社が昭和52年12月22日に銀行借入金399万3,499円により、木太保育所用地を取得し、昭和54年1月16日にこれを市に売却した際の計算過程において、銀行借入金の借入日を昭和52年12月15日と誤ったため、7,114円を市に過大請求していたものである。

No. 21の事案は、公社が昭和58年3月29日に銀行借入金240万円により、都市計画道路高松海岸線用地を取得し、昭和

59年3月26日にこれを市に売却した際の計算過程において、借入日を昭和58年3月25日と誤ったため、3,348円を市に過大請求していたものである。

No.22の事案は、公社が昭和54年3月28日に銀行借入金1,794万4,316円により、都市計画道路屋島西宝線用地を取得し、昭和55年3月31日にこれを市に売却した際の計算過程において、銀行借入金の借入日を昭和54年3月29日と誤ったため、3,256円を市に過少請求し、未収入金が発生したものである。

d 別表1 No.23から別表No.25の各事案

別表No.23の事案は、公社が昭和55年2月5日に銀行借入金1,379万8,200円により、都市計画公園玉藻公園用地を取得し、昭和56年2月27日にこれを市に売却した際の計算過程において、利息計算日数を391日としなければいけないところを390日と誤ったため、11万8,026円を市に過少請求し、未収入金が発生したものである。

No.24の事案は、公社が昭和58年8月5日に銀行借入金3,716万2,941円により、西部運動場用地を取得し、昭和60年6月10日にこれを市に売却した際の計算過程において、利息計算日数を438日としなければいけないところを434日と誤ったため、861円を市に過少請求し、未収入金が発生したものである。

No.25の事案は、公社が昭和60年12月24日に銀行借入金123万2,000円により、都市計画道路福岡林2号線用地を取得し、平成3年2月28日にこれを市に売却した際の計算過程において、銀行借入金の借入日から平成元年7月28日に市借入金を銀行借入金債務弁済へ充当するまでの日数を119日としなければいけないところを182日と誤ったため、3万2,253円を市に過大請求していたものである。

イ 事務処理体制の不備

現在、公社職員はすべて市職員が兼務しているが、平成10年度までは、公社の事務のみを行っていた部署が存在していた。過去の事務処理におけるチェック体制は定かではないが、公社が市に用地を売却した当時の決裁を確認したところ、利息計算表が添付されていることから、公社において一応利息計算のチェックは行われていたものと推認される。

しかし、今回の調査で判明した過誤の大半が、利息計算の前提となる銀行借入金の借入日や市借入金による銀行借入金債務弁済の充当日の過誤であったことから判断すると、台帳の整備を始め、当時の事務処理におけるチェック体制が十分機能していなかったものと推認される。

現在の事務処理体制では、公社による用地取得の際に「用地取得状況調書」を作成し、これを各取得用地の所在地番・地目・面積・契約金額・契約者名・契約年月日や前金・残金それぞれの支払日とともに、銀行借入金の借入先や利率、また、市借入金が銀行借入金債務の弁済に充当されている場合は、その充当年月日を記載するようになっている。

また、公社が市に用地を売却する際には、「用地取得状況調書」を確認した上で、用地取得当時の決裁内容も確認し、利息額を担当者2人で確認するようにしている。

さらに、今回の過年度損失金調査に伴い、昭和48年度以降の用地取得や市への売却の情報については、借入利率や市借入金による銀行借入金債務の弁済充当日を確認の上、「用地の取得および売却状況の調書」を作成している。今後、市へ用地を売却する際は、この「用地の取得および売却状況の調書」を参考にするとともに、公社保有地について、銀行借入金の借入日や市借入金を銀行借入金債務の弁済に充当することの決裁を、再確認することを確実に行うこととして、改善に努めている。

公社は、今後同様の事案の再発防止に努めることを誓約している。

2 監査委員の判断

(1) 過年度損失金事案による損害金の有無とその金額の適否について

今回監査を行った25件のうち別表1のNo.12の事案を除く24件の事案については、正しく利息算定等が行われていたが、No.12の事案については、公社から市への売却時における過年度損失金事案による損害金に関する公社の調査結果1万971円は誤りであり、正しくは8,971円であると判断する。

これにより、過年度損失金事案による損害金は、公社の調査結果では、1億3,472万3,769円とされているが、これは誤りであり、正しくは1億3,472万5,769円であると判断する。

(2) 過年度損失金事案による損害金に対する爾後の利息負担増加額の適否について

今回監査を行った25件のうち、過年度損失金事案による損害金に対する爾後の利息負担の増加が伴うものは別表2のとおり6件あったが、いずれも公社の調査により算出した利息負担増加額は、当監査結果と合致しており、正しいものと判断する。

(3) 公社のその余の出納その他の事務の執行の適否について

今回の過年度損失金事案25件の監査において、該当する決裁・伝票等を確認したが、職員による私的流用を疑うようなものは何ら見当たらなかった。

また、「監査により認められた事実」(5)のイのとおり、過年度損失金事案は、公社から市への売却時における利息計算の前提となる銀行借入金の借入日や市借入金による銀行借入金債務弁済の充当日の過誤などによるものであるが、公社において、適正な台帳管理や複数の職員によるチェックなど適正な事務が行われていれば、同事案は発生しなかったものと推認され、今回の監査結果では、昭和48年度から過誤が生じていた事案も確認されたことから、公社設立当時から事務処理体制の不備があったものと判断する。

また、「監査により認められた事実」(4)のアおよびウのとおり、過年度損失金事案は、平成10年頃、当時の公社事務局係長が都市計

画道路に係る公社保有地の総売却見込額を試算したところ、帳簿価格と一致しなかったと判明したことが端緒となっているが、その後、人事異動の都度、後任の職員へ引き継がれて継続的な調査が行われてきたものの、調査結果が確定し、公社理事会で承認を得て、市への措置要望が行われたのが平成23年2月であり、その判明から調査結果の確定までに10年を超える長期間を要している。

この要因としては、平成10年度までは公社の事務のみを行っていた部署が存在していたが、その後、公社職員は全て市職員と兼務となったこと、人事異動の都度、過年度損失金事案を引き継いでいたため、本格的な調査を行えなかったことなどが推認できるが、職員を固定化するなど本格的な調査体制を構築し、早期に過年度損失金事案を確定させ、市に措置要望を求めるなど適正な措置をとるべきであったものと判断する。

本件監査に関連して、公社調査結果に基づく過年度損失金事案25件以外の市との土地売買事案における売買代金の適否など公社の出納その他の事務執行に関する監査も必要であると判断し、その監査も実施しているが、事案が極めて多数に及び、また資金操作も複雑に錯綜していることから、その監査には長期間を要することが考えられ、その監査が終了次第、追ってその結果を報告する。

別表1 (過年度損失金事案による損害金)

(単位:円)

No.	用途	誤った要因	公社調査結果 (A)	監査結果 (B)	(A)-(B)
1	都市計画道路	市借入金を銀行借入金債務の弁済に充てた充当時期を誤った過誤によるもの	△112,444,115	△112,444,115	0
2			8,177,973	8,177,973	0
3			2,101,268	2,101,268	0
小計			△102,164,874	△102,164,874	0
4	都市計画道路	公社の市に対する用地売却の際に売買代金に加算すべき建物調査費を失念した過誤によるもの	△3,494,831	△3,494,831	0
5			△365,000	△365,000	0
小計			△3,859,831	△3,859,831	0
6	都市計画道路	銀行借入金を市借入金と間違えて処理した過誤によるもの	△1,050,150	△1,050,150	0
7			△976,279	△976,279	0
8			△1,839,778	△1,839,778	0
9			△7,599,688	△7,599,688	0
小計			△11,465,895	△11,465,895	0
10	都市計画公園	利息計算の起算日を間違った過誤によるもの	△17,162,030	△17,162,030	0
小計			△17,162,030	△17,162,030	
11	鬼無小学校	その他の過誤によるもの	1,811	1,811	0
12	都市計画道路		10,971	8,971	2,000
13			49,040	49,040	0
14			1,101	1,101	0
15	水道局庁舎		14,011	14,011	0
16			55,678	55,678	0
17			1,391	1,391	0
18	南部ごみ処理施設		9,591	9,591	0
19	都市計画道路		△135,305	△135,305	0
20	木太保育所		7,114	7,114	0
21	都市計画道路		3,348	3,348	0
22			△3,256	△3,256	0
23	都市計画公園		△118,026	△118,026	0
24	西部運動場		△861	△861	0
25	都市計画道路		32,253	32,253	0
小計			△71,139	△73,139	2,000
合計			△134,723,769	△134,725,769	2,000

別表2（過年度損失金事案による損害金に対する爾後の利息増加額）（単位：円）

No.	用途	誤った要因	公社調査結果 (A)	監査結果 (B)	(A)-(B)
1	都市計画道路	公社の市に対する 用地売却の際に、 売買代金に加算 すべき建物調査 費を失念した過誤 によるもの	7,506,591	7,506,591	0
小計			7,506,591	7,506,591	0
2	都市計画道路	銀行借入金を市 借入金と間違えて 処理した過誤によ るもの	471,105	471,105	0
3			2,729,727	2,729,727	0
4			7,268,473	7,268,473	0
5			15,250,020	15,250,020	0
小計			25,719,325	25,719,325	0
6	都市計画公園	利息計算の起算 日を間違った過誤 によるもの	4,194,242	4,194,242	0
小計			4,194,242	4,194,242	0
合計			37,420,158	37,420,158	0